

田 や 第 5 3 8 号
令和 6 年 10 月 4 日

田辺市指定 各介護サービス事業者（通所系サービス） 様

田辺市 保健福祉部長
（ 公 印 省 略 ）

介護サービス事業者（通所系サービス）に対する集団指導（書面開催）について

平素は、介護保険事業にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和 6 年度の介護サービス事業者（通所系サービス）に対する集団指導につきまして、一堂に会する講習会形式でなく、下記の方法により実施いたしますので、ご対応よろしくお願い致します。

記

1 実施方法

各介護サービス事業者（通所系サービス）は、田辺市ホームページ「やすらぎ対策課指導係 [令和 6 年度 介護サービス事業者（通所系サービス） 集団指導について]」に掲載された集団指導資料の内容を確認の上、「確認書」を提出してください。

2 留意事項

確認書の提出をもって、令和 6 年度の集団指導を受講したものとします。

※ 確認書の提出がない場合は、集団指導を受講していないものとして、運営指導（実地指導）の対象とすることを検討します。

3 資料・確認書の掲載場所

田辺市ホームページ [やすらぎ対策課 指導係]

※ お知らせ欄内「●令和 6 年度 介護サービス事業者（通所系サービス） 集団指導について」

URL: <https://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html>

4 確認書の提出期限 令和 6 年 10 月 31 日（木） ※ 期限厳守

5 確認書の提出方法

原則、電子メールで提出してください。

※確認書は、事業所単位で提出してください。

（事業所で複数のサービスを実施している場合はサービス種類ごとで提出）

ただし、地域密着通所介護と指定相当通所型サービス事業所を同一所在地で運営している場合は 1 つの事業所とみなします。

（件名は「令和 6 年度集団指導確認書（事業所名）」としてください。）

6 その他

休止期間中の事業者は、確認書の提出は必要ありません。

田辺市 やすらぎ対策課 指導係 電話：0739-33-7033 F A X：0739-25-3994
Mail：yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp